

# 第4章

## 受動喫煙対策の区分ごとの説明

### 1 屋内禁煙とする場合

#### ① 屋内禁煙

施設の屋内を完全に禁煙とする。

##### 施設管理権原者の義務

飲食店及び喫茶店については、禁煙である旨の標識掲示が必要です。(道条例)

施設の屋外に喫煙場所を設ける場合は、周囲に受動喫煙を生じさせないように配慮してください。



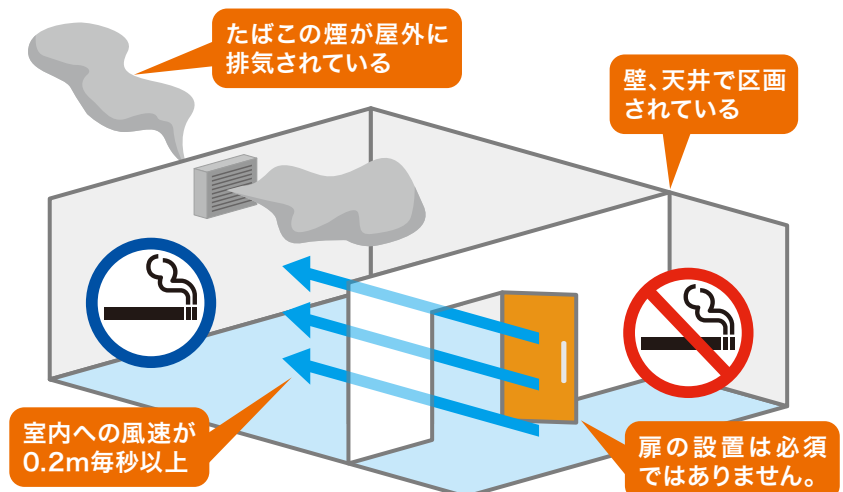
(標識の例)

### 2 施設の屋内に喫煙室等を作る場合のたばこの煙の流出防止の技術的基準

※喫煙室等を設置する際には、建築基準法・消防法・風営法(対象施設のみ)の規定もご確認ください。

#### A【喫煙室外へのたばこの煙の流出防止措置(=一般的基準)】

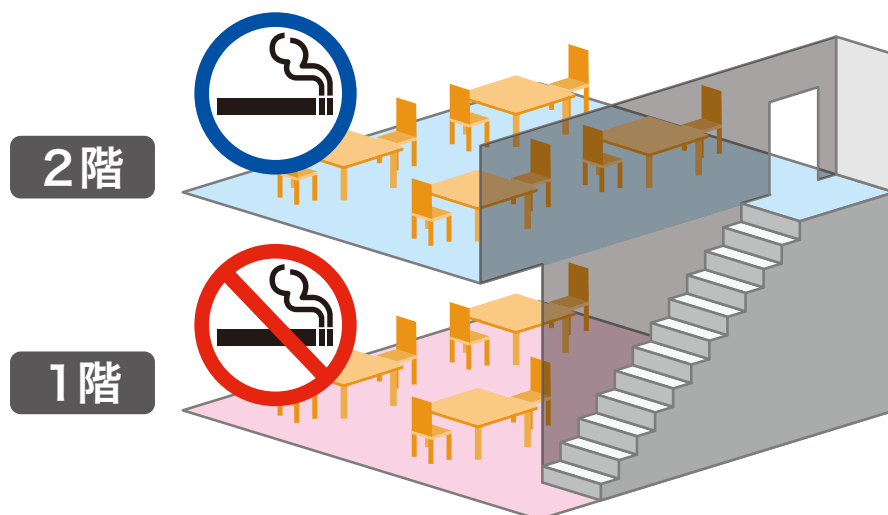
- ①喫煙室の(扉がある場合は、扉を開放した状態の)出入口の開口面において、喫煙室の外側から喫煙室内に流入する空気の風速が0.2m毎秒以上であること。
- ②たばこの煙(加熱式たばこの蒸気を含む)が、喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、建物に固定した壁、天井、ガラス窓等を含む、たばこの煙を通さない材質、構造によって、床面から天井まで仕切られた状態で区画されていること。
- ③たばこの煙が施設の屋外に排気されていること。



## B【フロア分煙】

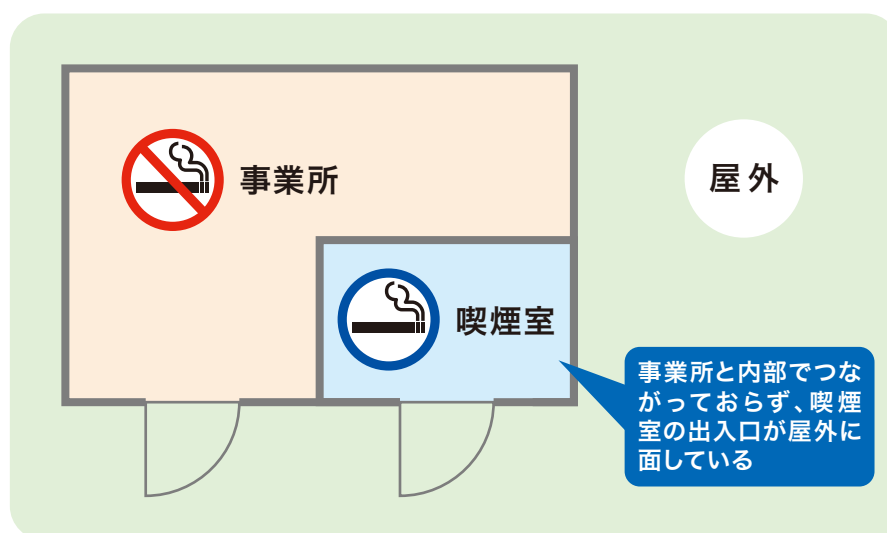
施設内が複数階に分かれている場合は、喫煙することができる階から喫煙してはならない階にたばこの煙が流出しないよう、壁・天井等で区画されていることによって、喫煙することができる階と喫煙してはならない階を分ける取扱も可能です。その場合は、たばこの煙は上に上ることから、喫煙することができる階を上階にするようにしてください。

フロア間が吹き抜けているような場合や、吹き抜けの階段があるような場合は、壁や天井等で区画されているとみなせないため、フロア分煙の取扱はできません。



## C【喫煙室の室外が屋外である場合】

喫煙専用室のたばこの煙の流出防止に係る一般的基準の適用はありませんが、望まない受動喫煙を防ぐため、喫煙室内と室外を扉等で隔てる措置が望ましいです。



## D【技術的基準に関する経過措置】

2020年(令和2年)4月1日時点の既存建築物等であって、建築物の構造上新たにダクトを通すことが困難な場合、ダクト工事に要する費用が多額にのぼる場合、ダクト工事を行うことについて建築物等の所有者の了解が得られない場合等の、施設の管理権原者の責めに帰することができない理由によって、一般的基準が満たせない場合は、技術的基準に関する経過措置を適用することができます。

技術的基準に関する経過措置は、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、一般的基準に適合した措置を講じた場合と同程度にたばこの煙の流出の防止ができる必要があります。

具体的には、次のア、イの要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体が室外(第二種施設等の屋内又は内部の場所に限る。)に排気されるものであることをいいます。

ア 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること

イ 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること

なお、技術的基準の経過措置はたばこの煙の浄化という観点から必要となる要件についてのものであり、喫煙専用室等の出入口の開口面で $0.2\text{m}$ 毎秒以上の風速を確保する要件や壁や天井等による区画の要件を緩和するものではありません。

よって、技術的基準の経過措置を適用する場合でも、出入口の開口面における風速 $0.2\text{m}$ 毎秒以上の確保及び壁、天井等による区画が必要です。また、当該ブースから室外に排気された気体について、換気扇等から効率的に排気できる工夫を講じてください。



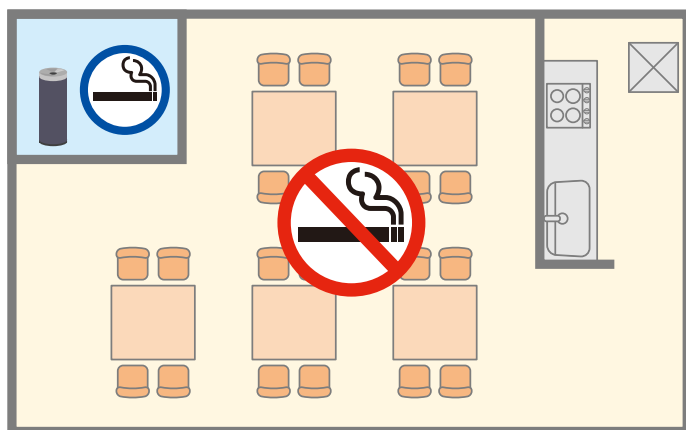
技術的基準の経過措置を利用する場合は、施設の出入口に掲示する標識に「脱煙装置を設置の上、たばこの煙を十分に浄化し(喫煙専用室等の)室外に排気している旨」を記載することとなっています。

## ②喫煙専用室設置施設

施設の一部に、喫煙専用の部屋を作り、それ以外の場所は禁煙とする施設です。  
喫煙専用室内では、喫煙以外の行為はできません。

## 施設管理権原者の義務

- 喫煙室外へのたばこの煙の流出防止措置(=技術的基準)に適合させること。  
流出防止措置の方法はABCD(32~34ページ)いずれも選択可能ですが、Bフロア分煙を選択した場合、喫煙以外の行為はできないフロアとなります。
- 施設の主たる出入口と喫煙専用室に標識を掲示すること。  
施設の主たる出入口には、「喫煙専用室が設置されている旨」を記載した標識を、喫煙専用室の出入口には、「専ら喫煙することができる場所である旨」、「20歳未満の立入が禁止されている旨」を記載した標識を掲示しなければなりません。
- 喫煙専用室内に20歳未満の人を立ち入らせないこと。
- 施設内の喫煙専用室を廃止したときは、直ちに標識を除去すること。(標識の除去の義務は、次ページ以降③~⑩の喫煙することができる場所を設けた場合、全てにあてはまります。)



(施設イメージ図)



(標識の例)

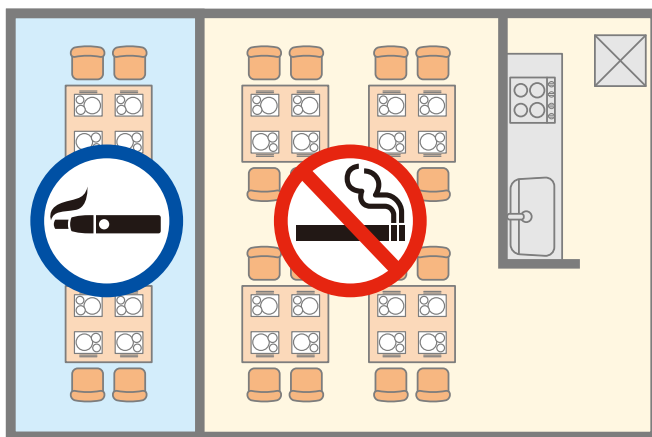
### ③ 指定たばこ専用喫煙室設置施設

施設の一部に、指定たばこ(=加熱式たばこ)専用の部屋を作り、それ以外の場所は禁煙とする施設です。ただし、店舗の客席(事務所等においては執務室)以外のところを禁煙にし、客席(執務室)の全てを指定たばこ専用喫煙室にすることは、改正健康増進法の趣旨に沿わないため認められません。

指定たばこ専用喫煙室内では、加熱式たばこのみ喫煙することができ、改正健康増進法の経過措置として当面の間、喫煙以外の行為(飲食等)もできますが、事務所等で従業員が頻繁に出入りするような場所を指定たばこ専用喫煙室にすることは、望まない受動喫煙を防止する観点から望ましくありません。

#### 施設管理権原者の義務

- 指定たばこ専用喫煙室外へのたばこの煙の流出防止措置(=技術的基準)に適合させること。流出防止措置の方法はABCD(32~34ページ)いずれも選択可能です。
- 施設の主たる出入口と指定たばこ専用喫煙室に標識を掲示すること。  
施設の主たる出入口には、「指定たばこ専用喫煙室が設置されている旨」を記載した標識を、指定たばこ専用喫煙室の出入口には、「指定たばこのみ喫煙することができる場所である旨」、「20歳未満の立入が禁止されている旨」を記載した標識を掲示しなければなりません。
- 指定たばこ専用喫煙室内に20歳未満の人を立ち入らせないこと。
- 施設の営業について広告や宣伝をするときは、指定たばこ専用喫煙室設置施設である旨を明らかにすること。



(施設イメージ図)



(標識の例)

## ④喫煙可能室設置施設（店舗の一部に喫煙可能室を設置する飲食店）

改正健康増進法の経過措置として、一部の飲食店のみに認められたものになります。

施設の一部に、喫煙可能な部屋を作り、それ以外の場所は禁煙とする施設です。喫煙可能室内では、たばこ全般の喫煙をしながら喫煙以外の行為（飲食等）もできます。

喫煙可能室設置施設を選択する場合は、札幌市保健所に「喫煙可能室設置施設届出書」を提出するようにしてください。（提出は義務ではありませんが、提出した場合は標識ステッカーを交付します。）

## 喫煙可能室の設置を選択できる施設の要件

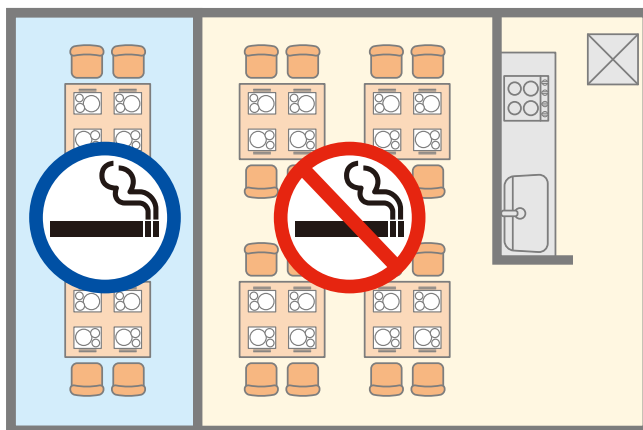
以下の3つの要件の全てに該当する必要があります。

- 2020年（令和2年）3月31日以前の営業許可日の飲食の営業許可があり、テーブル等の設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っている。
- 個人経営または中小企業（資本金または出資の総額が5,000万円以下）が経営するものである。
- 客席※部分の床面積の合計が100㎡以下である。

※「客席」とは、客に飲食させるために客に利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指します。

## 施設管理権原者の義務

- 喫煙可能室外へのたばこの煙の流出防止措置（＝技術的基準）に適合させること。  
流出防止措置の方法はABCD（32～34ページ）いずれも選択可能です。
- 施設の主たる出入口と喫煙可能室に標識を掲示すること。  
施設の主たる出入口には、「喫煙可能室が設置されている旨」を記載した標識を、喫煙可能室の出入口には、「喫煙することができる場所である旨」、「20歳未満の立入が禁止されている旨」を記載した標識を記載しなければなりません。
- 喫煙可能室内に20歳未満の人を立ち入らせないこと。
- 施設の営業について広告や宣伝をするときは、喫煙可能室設置施設である旨を明らかにすること。
- 店舗の客席部分の床面積に係る資料、資本金の額又は出資の総額に係る資料を保存すること。



（施設イメージ図）



（標識の例）



## ⑤喫煙可能店（店舗の全部を喫煙可能室とする飲食店）

改正健康増進法の経過措置として、一部の飲食店のみに認められたものになります。

施設の全部を、喫煙可能室とし、店内の全ての客席でたばこ全般の喫煙をしながら喫煙以外の行為（飲食等）もできる施設です。

## 喫煙可能店を選択できる施設の要件

以下の3つの要件の全てに該当する必要があります。

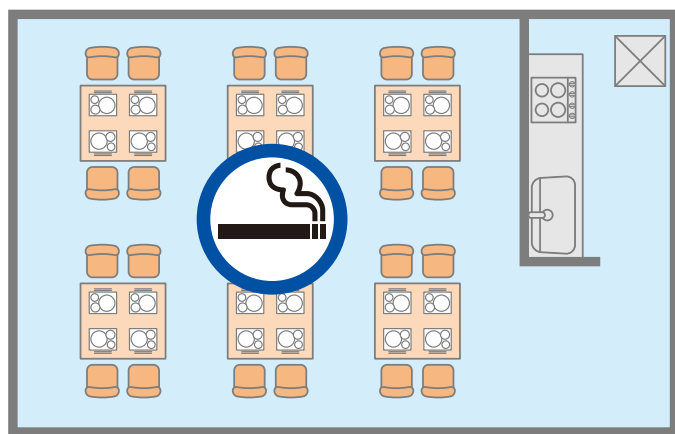
- 2020年（令和2年）3月31日以前の営業許可日の飲食の営業許可があり、テーブル等の設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っている。
- 個人経営または中小企業（資本金または出資の総額が5,000万円以下）が経営するものである。
- 客席※部分の床面積の合計が100㎡以下である。

※「客席」とは、客に飲食させるために客に利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指します。

喫煙可能店を選択する場合は、札幌市保健所に「喫煙可能室設置施設届出書」を提出するようにしてください。（提出は義務ではありませんが、提出した場合は標識ステッカーを交付します。）

## 施設管理権原者の義務

- 店内からのたばこの煙の流出防止措置として、店舗が店舗以外の場所と壁、天井、扉等で仕切られていること。（商業施設のテナントなどで、共用部分との間に壁や扉等がない場合や吹き抜けとなっている場合は、喫煙可能店を選択できる施設の要件に該当しても、店内全てを喫煙可能とすることはできません。）
- 施設の主たる出入口に標識を掲示すること。  
施設の主たる出入口に、「喫煙することができる場所である旨」「20歳未満の立入が禁止されている旨」を記載した標識を掲示しなければなりません。
- 店内に20歳未満の人を立ち入らせないこと。
- 施設の営業について広告や宣伝をするときは、店内全てが喫煙可能室である旨を明らかにすること。
- 店舗の客席部分の床面積に係る資料、資本金の額又は出資の総額に係る資料を保存すること。



（施設イメージ図）



（標識の例）

## ⑥喫煙目的室設置施設（店舗の一部に喫煙目的室を設置する飲食店）

施設の一部に、喫煙目的室を作り、それ以外の場所は禁煙とする施設です。  
喫煙目的室内では、たばこ全般の喫煙をしながら喫煙以外の行為（飲食等）もできます。

## 喫煙目的室の設置を選択できる施設の要件

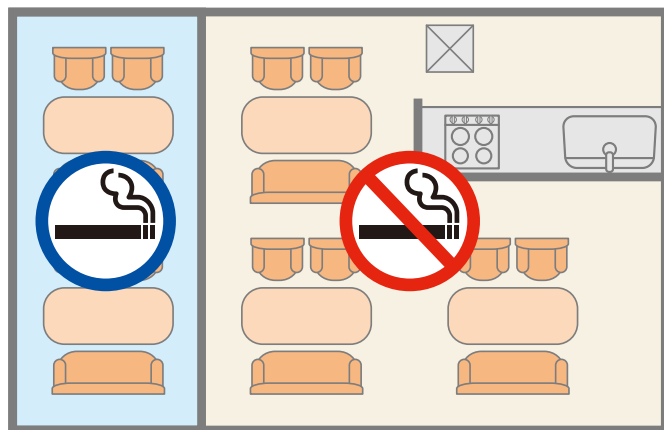
以下の3つの要件の全てに該当する必要があります。

- 喫煙場所の提供を主たる目的とし、たばこ小売販売業の許可やたばこの出張販売場所として許可されていて、たばこの対面販売をしている。（自動販売機のみによるたばこの販売は、対面販売に該当しません。）
- テーブル等の設備を設けて客に飲食させる営業を行っている。
- 通常主食※と認められる食事を主として提供していない。

※主食とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類（菓子パン類以外）、麺類等が主に該当します。

## 施設管理権原者の義務

- 喫煙目的室外へのたばこの煙の流出防止措置（＝技術的基準）に適合させること。  
流出防止措置の方法はABCD（32～34ページ）いずれも選択可能です。
- 施設の主たる出入口と喫煙目的室に標識を掲示すること。  
施設の主たる出入口には、「喫煙目的室が設置されている旨」を記載した標識を、喫煙目的室の出入口には、「喫煙を目的とする場所である旨」、「20歳未満の立入が禁止されている旨」を記載した標識を掲示しなければなりません。
- 喫煙目的室内に20歳未満の人を立ち入らせないこと。
- 施設の営業について広告や宣伝をするときは、喫煙目的室設置施設である旨を明らかにすること。
- たばこ事業法第22条第1項または第26条第1項の許可に関する情報を記載した帳簿（許可通知書やその写しでも可）を備え、保存すること。



（施設イメージ図）



（標識の例）



## ⑦喫煙目的店（店舗の全部を喫煙目的室とする飲食店）

施設の全部を、喫煙目的室とし、店内の全ての客席でたばこ全般の喫煙をしながら喫煙以外の行為（飲食等）もできる施設です。

## 喫煙目的店を選択できる施設の要件

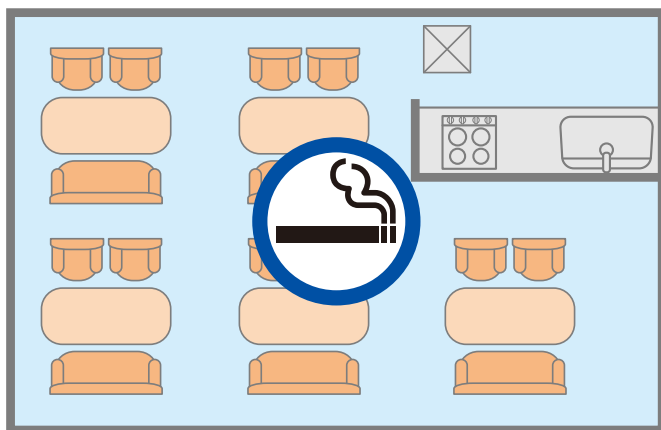
以下の3つの要件の全てに該当する必要があります。

- 喫煙場所の提供を主たる目的とし、たばこ小売販売業の許可やたばこの出張販売場所として許可されていて、たばこの対面販売をしている。（自動販売機のみによるたばこの販売は、対面販売に該当しません）
- テーブル等の設備を設けて客に飲食させる営業を行っている。
- 通常主食※と認められる食事を主として提供していない。

※主食とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類（菓子パン類以外）、麺類等が主に該当します。

## 施設管理権原者の義務

- 喫煙目的店外へのたばこの煙の流出防止措置（＝技術的基準）に適合させること。  
流出防止措置の方法はACD（32～34ページ）の選択が可能です。
- 施設の主たる出入口に「喫煙を目的とする場所である旨」「20歳未満の立入が禁止されている旨」を記載した標識を掲示すること。
- 喫煙目的店内に20歳未満の人を立ち入らせないこと。
- 施設の営業について広告や宣伝をするときは、喫煙目的室設置施設である旨を明らかにすること。
- たばこ事業法第22条第1項または第26条第1項の許可に関する情報を記載した帳簿（許可通知書やその写しでも可）を備え、保存すること。



（施設イメージ図）



（標識の例）

## ⑧喫煙目的室設置施設（店舗の一部で喫煙可能なたばこ販売店）

施設の一部に、喫煙目的室を作り、それ以外の場所は禁煙とする施設です。喫煙目的室内では、たばこ全般の喫煙をしながら喫煙以外の行為（飲食等）もできます。

## 喫煙目的室の設置を選択できる施設の要件

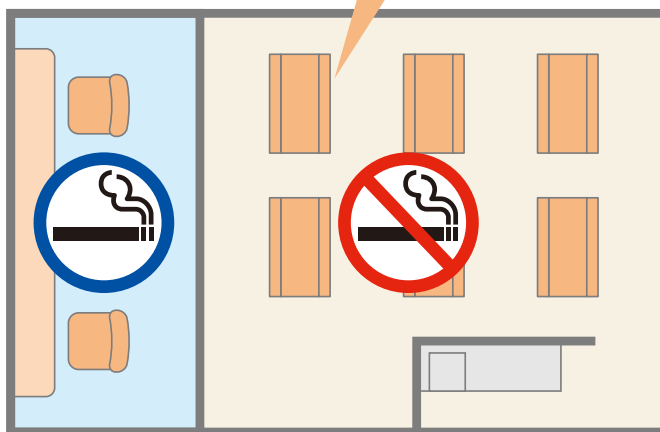
以下の要件の全てに該当する必要があります。

- 喫煙場所の提供を主たる目的とし、たばこ小売販売業の許可やたばこの出張販売場所として許可されていて、たばこの対面販売をしている。（自動販売機のみによるたばこの販売は、対面販売に該当しません）
- 店舗で販売している商品が陳列されている棚のうち、たばこまたは専ら喫煙に供するための器具の占める割合が約5割を超えている。

## 施設管理権原者の義務

- 喫煙目的室外へのたばこの煙の流出防止措置（＝技術的基準）に適合させること。  
流出防止措置の方法はABCD（32～34ページ）いずれも選択可能です。
- 施設の主たる出入口と喫煙目的室に標識を掲示すること。  
施設の主たる出入口には、「喫煙目的室が設置されている旨」を記載した標識を、喫煙目的室の出入口には、「喫煙を目的とする場所である旨」、「20歳未満の立入が禁止されている旨」を記載した標識を掲示しなければなりません。
- 喫煙目的室内に20歳未満の人を立ち入らせないこと。
- 施設の営業について広告や宣伝をするときは、喫煙目的室設置施設である旨を明らかにすること。
- たばこ事業法第22条第1項または第26条第1項の許可に関する情報を記載した帳簿（許可通知書やその写しでも可）を備え、保存すること。

商品陳列棚のうち、たばこまたは喫煙器具の占める割合が約5割を超えていること



（施設イメージ図）



（標識の例）

## ⑨喫煙目的店（店舗の全部で喫煙可能なたばこ販売店）

施設の全部を、喫煙目的室とし、店内の全ての場所でたばこ全般の喫煙をしながら喫煙以外の行為もできる施設です。

## 選択できる施設の要件

以下の要件に該当する必要があります。

- 喫煙場所の提供を主たる目的とし、たばこ小売販売業の許可やたばこの出張販売場所として許可されていて、たばこの対面販売をしている。（自動販売機のみによるたばこの販売は、対面販売に該当しません。）
- 店舗で販売している商品が陳列されている棚のうち、たばこまたは専ら喫煙に供するための器具の占める割合が約5割を超えている。

## 施設管理権原者の義務

- 喫煙目的店外へのたばこの煙の流出防止措置（＝技術的基準）に適合させること。  
流出防止措置の方法はACD（32～34ページ）の選択が可能です。
- 施設の主たる出入口に「喫煙を目的とする場所である旨」、「20歳未満の立入が禁止されている旨」を記載した標識を掲示すること。
- 喫煙目的店内に20歳未満の人を立ち入らせないこと。
- 施設の営業について広告や宣伝をするときは、喫煙目的室設置施設である旨を明らかにすること。
- たばこ事業法第22条第1項または第26条第1項の許可に関する情報を記載した帳簿（許可通知書やその写しでも可）を備え、保存すること。



（施設イメージ図）



（標識の例）

## ⑩ 公衆喫煙所

施設屋内の全部の場所を専ら喫煙するための場所とし、広く一般に利用できるようになっている喫煙所です。

## 施設管理権原者の義務

- 公衆喫煙所外の屋内へのたばこの煙の流出防止措置（＝技術的基準）に適合させること。  
流出防止措置の方法はACD(32～34ページ)の選択が可能です。
- 施設の主たる出入口に「喫煙を目的とする場所である旨」、「20歳未満の立入が禁止されている旨」を記載した標識を掲示すること。
- 公衆喫煙所内に20歳未満の人を立ち入らせないこと。



(標識の例)

## 3 旅客運送事業自動車等

- **バス、タクシー**（道路運送法による旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車）
- **航空機**（航空法による本邦航空運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機）

## 規制内容

車内（機内）に喫煙場所を作ることとはできません。

- **旅客鉄道**（鉄道事業法による鉄道事業者及び策道事業者並びに軌道法による軌道経営者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両又は機器）
- **旅客船舶**（海上運送法による船舶運航事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶）

## 規制内容

車内（船内）の喫煙室は、喫煙専用室または指定たばこ専用喫煙室の要件を満たさなければなりません。なお、宿泊用の客室は規制の対象外です。